

農推第2794号
令和5年1月19日

関係各位

大阪府環境農林水産部農政室長

病虫害発生予察情報について

標記について下記のとおり発表したので送付します。

病虫害発生予察 特殊報 第3号

病虫害名 : チバクロバネキノコバエ
(学名 *Bradysia impatiens* (Johannsen))

1 発生作物 いちご

2 発生地域 南河内地域

3 発見の経緯

- (1) 令和4年12月、南河内地域のいちご栽培ほ場において生育不良株(写真1)があり、クラウンの地下部分を確認したところ、ハエ目と思われる幼虫(写真2)が表面部分を食害していた。
- (2) 被害株から幼虫を採取し羽化させて、農林水産省神戸植物防疫所に同定依頼したところ、チバクロバネキノコバエであることが確認された。
- (3) 令和5年1月現在、いちごでは三重県、長野県、長崎県、佐賀県、茨城県、鹿児島県、福島県、秋田県、東京都において、本虫の被害が報告されている。
- (4) 本府のいちご栽培において、チバクロバネキノコバエの被害が確認されたのは今回が初めてである。

4 形態と生態

- (1) 本種はハエ目クロバネキノコバエ科の昆虫で、体長は雌成虫が1.9~2.3mm、雄成虫が1.8~2.1mmで、頭部は黒色、胸部と腹部は暗褐色、翅は褐色を帯びた透明である(写真3)。老齢幼虫の体長は約4mmで、頭部は光沢のある黒色、体は白色を帯びた透明である。
- (2) 従来、チビクロバネキノコバエ(*B. agrestis*)とチバクロバネキノコバエ(*B. difformis*)は別種とされていたが、最近の分類学的研究により、*Bradysia impatiens* (Johannsen) (和名:チバクロバネキノコバエ)に整理され、同一種とされるようになった。
- (3) 野外では、成虫が雑草の枯れ葉や古株、農作物の残渣、古いキノコ類などの未熟な有機物に産卵する。幼虫はそれを食べて発育し、大量に発生した場合、幼虫の一部は植物の地下部や地際部を加害する。
- (4) 卵~成虫までの発育期間は、20℃で約25日、25℃で約21日である。ハウス内では周年発生する。
- (5) 寄主範囲は広く、いちごの他に、きゅうり、メロン、ねぎ、ゆり、さといも、しょうが、トルコギキョウ、りんどうなどでも被害が確認されている。
- (6) いちごでは、幼虫により根やクラウン部が食害され(写真2)、株の萎凋、新芽の伸長抑制な

ど生育不良があらわれる。また、花托が幼虫に食害されて果実の肥大が抑制される。

5 防除方法

- (1) 未熟な堆肥は成虫を誘引するので、完熟堆肥を施用する。また、有機物を含む資材（有機質肥料等）を施用する場合は、十分に土壌混和する。
- (2) ハウス開口部に寒冷紗や防虫ネット（目合い1mm以下）を張り、成虫の侵入を防ぐ。
- (3) ほ場内及び周辺の除草を徹底する。
- (4) 摘除した茎葉や古株などの残さは放置せず、ほ場外に持ち出し適切に処分する。
- (5) 株元が過湿にならないよう、水管理を適切に行うとともに、古葉かきを早めに行う。
- (6) 株上に黄色粘着板を設置し、成虫を捕殺する。
- (7) 生育不良の株が認められた場合は根やクラウン部での幼虫の発生を確認し、発生がみられる場合は登録農薬（表1）を散布する。その際は、幼虫が生息する株元にも十分に薬液がかかるよう株全体に丁寧に散布する。



写真1：いちご生育不良株



写真2：いちごのクラウンを加害するチバクロバネキノコバエ幼虫



写真3：チバクロバネキノコバエ成虫
※写真3は神戸植物防疫所より提供

表1：いちご：チバクロバネキノコバエの登録農薬

薬 剤 名 (成分名)	系 統 (I R A C)	希釈倍数・ 使用量	使用時期/ 使用回数	使用方法
ベストガード粒剤 (ニテンピラム)	ネオニコチノイド (4 A)	1~2g/株	前日/3回 ※3	生育期株元 散布
ベストガード水溶剤 ※1 (ニテンピラム)	ネオニコチノイド (4 A)	2,000 倍	前日/3回 ※3	散布
モスピラン顆粒水溶剤 (劇物) (アセタミプリド)	ネオニコチノイド (4 A)	2,000~ 4,000 倍	前日/2回	散布
カスケード乳剤 ※2 (フルフェノクスロン)	ベンゾイル尿素系 (1 5)	4,000 倍	前日/3回	散布
ディアナSC ※2 (スピネトラム)	スピノシン系 (5)	2,500 倍	前日/2回 ※4	散布
ラディアントSC ※2 (スピネトラム)	スピノシン系 (5)	2,500 倍	前日/2回 ※4	散布
ハチハチフロアブル (劇物) ※2 (トルフェンピラド)	M E T I 剤 (2 1 A)	1,000 倍	<u>1 番花の開花 まで</u> /1回	散布

※1：「チバクロバネキノコバエ」で登録

※2：「クロバネキノコバエ類」で登録

※3：ニテンピラムを含む農薬の総使用回数は4回以内（但し、定植時の土壌混和は1回以内、株元散布及び散布は合計3回以内）

※4：スピネトラムを含む農薬の総使用回数は2回以内

<注>：花粉媒介昆虫を利用する場合は、農薬の使用によって花粉媒介昆虫の活動が著しく低下したり、死亡したりすることがある。Web版大阪府農作物病害虫防除指針 (<http://www.jppn.ne.jp/osaka/shishin/shishin.html>) 「XVI 参考資料 4 天敵・マルハナバチ・ミツバチに対する農薬の影響」やメーカー資料を確認して農薬を使用する。

◎防除薬剤については、

- 農林水産省農薬登録情報提供システム
(<https://pesticide.maff.go.jp/>)
で確認してください。